

日産婦医会発第49号
平成20年 5月 9日

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・
再発防止等のあり方に関する試案—第三次試案—」
に対する見解について

去る4月4日に公表された標記試案に対する本会の見解は下記のとおりでありますので、これが早期の具現化について、格段のご尽力をお願い申し上げます。

記

医療事故死亡事例における、医師法21条に基づく警察への届出義務から始まる刑事訴追への誤った仕組みを改める必要があり、現在、その改正の仕組みが検討されていて、ようやく、最終の段階に至った模様である。

このたび厚労省より提示された「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案—第三次試案—」の骨子は、医療事故による死亡事例に対して、原因究明・再発予防が目的で、責任追及を目的とはしない医療安全調査委員会の設置を骨格としており、その運用に関しても、刑事司法の突出したわが国のあり方を改めるために、刑事法や刑事訴訟法の中で、厚生労働省、警察庁、法務省が充分協議し、多くの配慮がある内容にして、3省庁が合意した内容を試案の形で明文化したものと評価できる。

わが国では、年間約110万件の分娩の内、母体が死亡する事例は、約30～40件程度発生するが、医学的には、救命し得ないような場合も含め、このような事態に遭遇する可能性がある産婦人科医師にとって、福島県立大野病院事件のような不当な刑事訴追は二度と起きない新たな仕組みの構築は悲願であった。

今回示された第三次試案では、

- ① 医師法第21条を改正し、医療事故による死亡例を、医療安全調査委員会に届けた場合は、警察への届出を不要とする。
- ② 医療安全調査委員会は、医療の専門家ではない警察官・検察官ではなく、医療の専門家である医師を中心に組織する。
- ③ この調査委員会は、責任追及の観点ではなく、原因究明・再発防止の観点から調査を行い、明日の医療の質・安全の向上に役立つ議論を行う。
- ④ 医療の内容に問題がある場合であっても、個人の責任追及を目的とした刑事処分ではなく、病院のシステムエラーの改善指導や、個人に対しても、免許の停止などではなく再教育を中心とした医療の質・安全の向上を目指したものにす。
- ⑤ 医療の専門家を中心に組織される医療安全調査委員会から捜査機関へ通知する事例は、故意又は重大な過失のある事例その他改ざん、隠蔽など、悪質な事例に対象を限定し、捜査当局は、捜査及び処分にあたっては、通知の有無を尊重する。
- ⑥ 捜査機関へ通知すべき「重大な過失」かどうかの判断は、刑事司法の専門家ではなく、医療の専門家に任される。

を骨子としている。

分娩を直接取り扱う産婦人科医にとって、主治医が、逮捕・拘留、業務上過失致死罪と医師法21条違反容疑で起訴された福島県立大野病院事件のようなありうべからざる事件は、医師が死因究明を行なうという、この新たな死因究明の仕組みができれば、二度と起こることはなくなるものと期待される。

従来の医師法21条の下では、警察へ届け出られた事例は、刑事捜査が行なわれ、立件され、検察庁へ書類送検され、そこで、業務上過失致死罪で起訴されるかどうかの判断がされてきた。しかし、これからは、医療の専門家である医

師の代表が委員となる医療安全調査委員会が事例の原因究明を行い、しかも重大な過失かどうかの判断も医師が行なうことになる以上、このような新たな死因究明制度が機能するかどうかの成否は、医療界に任せられたわけである。

第三次試案に明記された内容を警察庁や法務省がその通り運用するかどうかは、まさに、我々全ての医師がまとまって、このような仕組みをやり遂げるかどうかにかかっているものと考えられる。

第三次試案に対する意見・情報受け付け（パブリック・コメント）は平成20年4月4日から開始され、おおむね1ヶ月程度で意見の取りまとめを行なうとされている。

寄せられた意見の中には、第三次試案に対して、以下のように反対を表明している意見が有ると聞く。例えば、医療事故による死亡例は如何なる事例であっても全て免責にすべきである等の意見がある。しかし、刑事司法を否定することは困難であるし、国民の納得を得ることができないと思われる。

また、法務省や警察庁との間の覚書を取り交わしていないので、この試案に記載されている内容が確実に実施されるかどうか疑問であるとの意見や、調査委員会の設置は厚労省には置くべきでない、さらに、調査報告書の取り扱いの問題や重大な過失の意味があいまいである等、さらにまた、表現を明確にすべきとか、疑問がある等の意見が寄せられているとのことである。

これらの意見には、誤解に基づくものもあり、誤解を解く努力が必要であるし、一方、法文においては、書き込めず、国会の質疑応答など運用の点で、さらに明らかにすべきものと考えられる課題もある。

日本産婦人科医会は、パブリック・コメントを採り入れながら、第三次試案に基づき一刻も早く医師法21条を改正し、同時に、医療安全調査委員会の設置法案を今国会で成立させることにより、今日の医療事故による死亡事例に対する刑事訴追重視の誤った流れを変えることを、強く要望する。

以上